

会議結果

| | |
|--|---|
| 会 議 名 | 第 12 回西尾市補助金等検討委員会 |
| 日 時 | 令和 元 年 6 月 10 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 |
| 場 所 | 西尾市役所 4 階 41 会議室 |
| 出 席 者 | 委員…横山会長、久世副会長、三浦委員 (欠席) 清水委員、榊原委員 事務局 (企画政策課) …高須課長補佐、鈴木主任主査、三浦 地域つながり課…蛭川課長補佐 宮嶋主査 (交通担当) 大竹主査、長谷川主事 (市民協働担当) |
| <p>高須課長補佐が会議を進行。 会議の概要は次のとおり。</p> <p>1 会長あいさつ (横山会長) 本日の補助金は市民協働という重要なテーマである。</p> <p>2 補助金の評価 (1) 補助金No.118, No.111, No.112, No.113, No.114, No.104, No.52(1), No.52(2), 53 の確定について 高須課長補佐から説明。 前々回評価した 9 つの補助金について、確定とする。 補助金No.118 源泉維持管理事業補助金【現状維持】 補助金No.111 小規模企業等振興資金信用保証料補助金【廃止検討】 補助金No.112 西尾市中小企業経営安定資金信用保証料補助金【廃止検討】 補助金No.113 西尾市新規開業者応援補助金【見直し】 補助金No.114 西尾市創業等支援資金信用保証料補助金【見直し】 補助金No.104 産業廃棄物リサイクル事業補助金【見直し】 補助金No.52(1) 西尾市勤労者団体事業補助金【廃止検討】 補助金No.52(2) 西尾市勤労者団体事業補助金【廃止検討】 補助金No.53 愛知県労働者福祉協議会西三河支部事業補助金【廃止検討】 (2) 補助金No.120, No.117, No.119, No.105, No.106, No.95, No.96, No.97, No.98, No.99, No.100 の検討結果につ いて 高須課長補佐から説明。 前回会議で協議した 11 つの補助金シート案を事務局で作成したため報告。修正等の意見があ れば次回までに事務局へ連絡をしてもらう。 (3) 補助金No.12, No.14, No.15, No.13, No.16, No.17, No.18, No.19 の検討について ●No. 17 バス運行事業補助金 (地域つながり課) ●No. 18 ふれんどバス運行事業補助金 (地域つながり課) ・主な委員からの意見等 高齢者対策として、デマンドタクシーや民間企業などと連携し、市の負担が少ない方法を検討 していただきたい。 公共交通は高齢化社会の中で福祉施策としても検討していただきたい。</p> | |

これからも創意工夫を凝らしバスを維持していただきたい。

●No. 19 名鉄西尾・蒲郡線利用促進事業費補助金（地域つながり課）

- ・主な委員からの意見等

高齢者対策として、デマンドタクシーや民間企業などと連携し、市の負担が少ない方法を検討していただきたい。

公共交通は高齢化社会の中で福祉施策としても検討していただきたい。

これからも創意工夫を凝らし名鉄西尾・蒲郡線を維持していただきたい。

●No. 12 西尾市校区コミュニティ推進協議会活動費補助金（地域つながり課）

- ・主な委員からの意見等

コミュニティに対する補助を抜本的に見直し、必要なところに補助をするようにしていただきたい。

校区コミュニティ推進協議会と町内会の役職を兼ねていることもあり、市として補助する内容を整理していただきたい。

町内会等を含め地域に対する補助金全体の見直しを検討していただきたい。

●No. 14 西尾市コミュニティ助成事業補助金（地域つながり課）

- ・主な委員からの意見等

引き続き、一般財団法人自治総合センターから補助が得られるように町内会等への周知や指導をお願いしたい。

●No. 15 地域集会施設改修費等補助金（地域つながり課）

- ・主な委員からの意見等

地域集会施設の数が適切かどうかを踏まえた検討をしていただきたい。

町内会等を含め地域に対する補助金全体の見直しを検討していただきたい。

●No. 13 西尾市市民活動推進事業補助金（地域つながり課）

- ・主な委員からの意見等

市民活動に対する補助があることを積極的にPRすべきと考える。

補助の成果が得られていないと思うので、抜本的な見直しが必要と考える。

地域への支援策全体を見直す時期にきており、地縁型コミュニティに対する市民活動に力を入れるべきと考える。

●No. 16 西尾市国際交流協会補助金（地域つながり課）

- ・主な委員からの意見等

活動内容を見直し、外国人支援や外国人と交流する機会を増やすなど、多文化が共生するような補助金としていただきたい。

国際交流協会が行っている活動（日本語教室・英会話教室等）の対象者を会員から全市民を対象にしても良いと考える。

収益事業に該当する場合は法人税の納税義務に注意が必要である。

補助内容を精査し、将来的には外部委託を含めた検討が必要と考える。

3 その他

鈴木主任主査から説明

- ・次回以降の予定を説明。

以上、午後 3 時 30 分終了